

平成26年度 予算成立が前提

# 大阪狭山市 市民公益活動促進補助金 説明会

平成26年1月26日（日）  
午前10時～  
市役所南館・講堂



1. 市民公益活動とは？
2. 市民公益活動促進補助金とは？
3. 対象団体と対象事業
4. 申請書類
5. 申請方法
6. 審査基準
7. 公開プレゼンテーション
8. 事前相談にお越しく下さい！

<その1>

市民公益活動とは？

◆市民が自発的・自立的に行う営利を目的としない活動

◆不特定かつ多数のものもの利益の増進に寄与する活動



つまり...

お金もうけを目的としないたくさん  
の人に役立つ自発的な活動



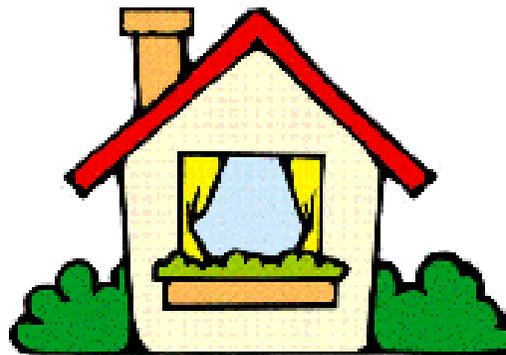
- ★副池の水浄化プロジェクト
- ★子どもと親が交流できる子育て広場
- ★食生活改善 講演会・料理教室
- ★子どもの虐待防止 ワークショップ
- ★シルバー世代向けの健康教室
- ★若者の自立支援 講演会
- ★落語、紙芝居、茶道、琴などの文化  
教育イベント



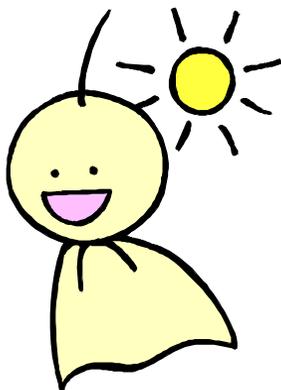
気になること  
課題



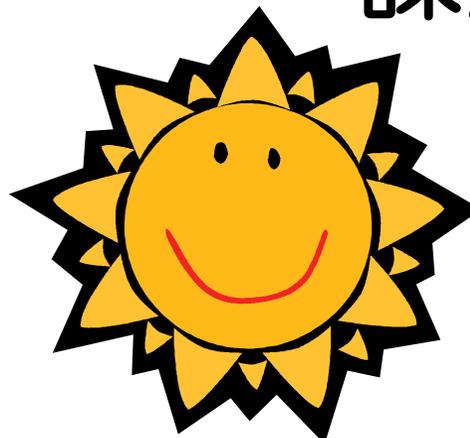
現在の活動  
現状



実施すること



課題解決後

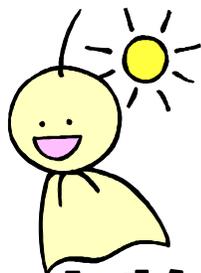


気になること  
課題



地域の世代間のつながりが希薄になっている

実施すること

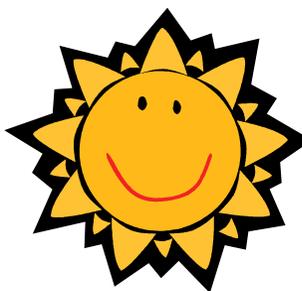


子ども、青少年、高齢者が相互交流できる  
[世代間カラオケ大会]



現在の活動  
現状

同好会で趣味のカラオケを練習中



課題解決後

世代間交流により地域活性化

<その2>

市民公益活動促進補助金とは？

まちのために役立つ、市民団体  
が取り組む活動がこれまで以上に  
活発になることが目的



福祉の増進、環境の保全、子どもの健全育成、文化芸術の振興、社会教育の推進など、多様な地域課題を解決するためのもの



市民から寄せられた寄附金を活用

【市民公益活動促進基金】

各補助事業がこの基金制度をPR

⇒基金制度の認知度アップ

⇒市民公益活動の広がり

## <その3>

# 対象団体と対象事業

## 対象団体

- 継続して1年以上活動している団体
- 役員が3人以上いる団体
- 事務所が市内にある団体

## 対象事業

- 平成26年4月1日～平成27年3月31日に  
実施する事業
- 国、他の自治体などから補助金を受けてい  
ない事業
- 文化会館の利用料が5万円未満の事業

## チャレンジ部門

- 総事業費が30万円未満の事業
- 過去にこの補助金を受けていない事業
  
- 補助上限は10万円
  
- 上位10事業までが優先的に採択！

## 自立促進部門

□総事業費の上限なし

□補助上限は1年目 50万円

2年目 45万円

3年目 40万円

4年目 35万円

5年目 30万円

□チャレンジ部門と通算して5年まで！

# <その4> 申請書類

- 市民公益活動促進補助金交付申請書
- 事業計画書
- 収支予算書
- 定款、会則
- 団体概要書
- 団体自己PR票
- 役員名簿
- 団体の全体がわかる事業計画書等



# <その5> 申請方法

□提出期間 平成26年1月27日(月)  
～3月14日(金)

□提出方法 直接または郵送

□提出先 市役所1階 14番窓口



市民協働・生涯学習推進グループ

# <その6> 審査基準

## 書類審査と公開プレゼンテーション

- 公益性（社会貢献度）
- 発展性
- 計画性
- 先駆性
- 波及性
- 自立目標度
- 情報開示度
- プレゼンテーション（発表）内容

<その7>

公開プレゼンテーション

# 公開プレゼンテーションの開催の目的

- 公平性、公正性、透明性を高める
- 他の団体とともに公開の場で事業について発表し、事業の客観性を高める
- 事業に対する多くの市民の理解を得ることができる

# 公開プレゼンテーションの手順等

- 平成26年4月13日（日）午前9時集合
- 市民活動支援センター・講堂
- 発表時間7分、質疑応答時間3分
- 会場に用意しているもの  
パソコン、プロジェクター、スクリーン  
マイク、ホワイトボード

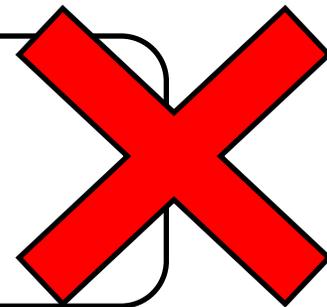
## やりがちな3つのこと

- (1) 流れと要点が不明確なまま話してしまう
- (2) 専門的な話や細かい説明に終始してしまう
- (3) 時間切れでよくわからなくなってしまう

話す順番に要点をまとめて、  
結論のページを用意しましょう

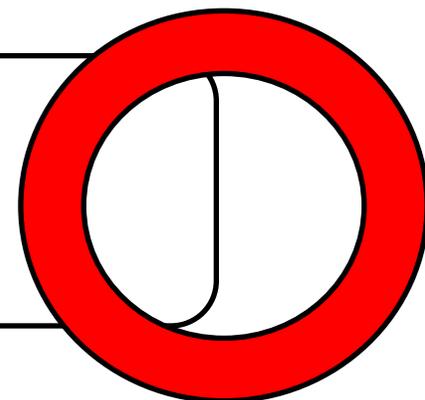
## プレゼンテーションの最大のポイントは「姿勢」！

自分たちが言いたいことを話せばよい



発想の転換  
が必要

傍聴者（審査員、市民）が知りたいこと、  
聞きたいことに答えてあげる



<その8>

事前相談にお越しく下さい！

### 事前相談でできること（メリット）

#### （1）分からないことを確認

- 「応募の手引き」を読んでも分からないことを確認。
- 審査基準（〇〇性など）の意味を知る。
- 支援したいと思うような事業はどのようなものか確認。

#### （2）事業計画を改善

- 第三者に相談することで、計画改善のヒントを得る。
- 多くの団体を知る市民活動支援センターは情報がいっぱい。

#### （3）プラスアルファな関係の構築

- 申請のみでなく、情報交換、何かで役に立つ相互関係の構築。
- ボランティア登録者などの制度を知る。

## 事前相談の際に注意すること

### (1) 相談する内容を整理しておく

- 整理しておかないと聞き忘れてしまう。
- できれば箇条書きで質問点を書き出しておく。

### (2) 早めに動く

- 締め切り間際ではもう遅い。なるべく早くに！
- 申請期間に関わらず、事業を計画する時期に相談を！

まずはお電話で、可能であれば面談を

## 8. 事前相談にお越しください！

### ◆市民活動支援センター

072-366-4664

開館：年末年始以外

午前9時～午後10時まで



### ◆市役所 市民協働・生涯学習推進グループ

072-366-0011（内線241）

開庁：月曜日～金曜日

午前9時～午後5時30分まで

